さいたま市都市農業審議会委員委嘱状交付式及び
平成２８年度第１回さいたま市都市農業審議会

日　時：平成２８年７月２６日（火）
午後２時００分から
場　所：ときわ会館５階　小ホール

次　　第

１　開　会

２　委嘱状交付

３　副市長あいさつ

４　委員及び事務局紹介

５　委員長・副委員長選出

６　委員長・副委員長あいさつ

７　議　題
（１）さいたま市における都市農業の振興について
・さいたま市農業振興ビジョンについて　資料１
・農業振興施策重点プロジェクトの進捗状況　資料２
（２）人・農地プランについて　資料３
（３）農業委員会法の改正について　資料４

８　その他

９　閉　会

【配布資料】
次第、委員名簿
資料１　さいたま市農業振興ビジョンについて
資料２　さいたま市農業振興ビジョン重点プロジェクト推進目標進行管理表
資料３　人・農地プランについて
資料４　農業委員会法改正について
参考資料　さいたま市都市農業の振興に関する条例
参考資料　さいたま市都市農業審議会要綱
さいたま市農業振興ビジョン改訂版、平成28年版さいたま市の農業、さいたま市農情報ガイドブック「トレトリ」、農産物直売所ガイド、紅赤を食べよう！

平成28年度　さいたま市都市農業審議会　委員名簿

区分	所属団体等	役職	委員	備考
学識経験者	武蔵大学	名誉教授	後藤　光蔵	
学識経験者	埼玉県	さいたま農林振興センター 所長	齊藤　倫夫	
学識経験者	人間総合科学大学 人間科学部	准教授	梅國　智子	
農業者	さいたま市農業委員会	会長	若谷　茂夫	
農業者	さいたま農業協同組合 女性部	部長	見川　せつ子	
農業者	さいたま市女性農業者 連絡協議会	会長	萩原　知美	
農業者	南彩農業協同組合 女性部	岩槻支部長	高橋　美彌子	
農業者	さいたま市認定農業者 連絡協議会	会長	飯山　正樹	
農業関係団体	さいたま農業協同組合	代表理事組合長	星野　勝太郎	
農業関係団体	南彩農業協同組合	代表理事組合長	森田　忠	
事業者	株式会社安楽亭	代表取締役社長	柳　時機	
事業者	生活協同組合 パルシステム埼玉	理事	秋山　佳津美	
公募		市民代表	滝澤　正文	
公募		市民代表	島田　由美子	
職員	さいたま市	経済局農業政策部長	岸　千晴	

資料１

さいたま市農業振興ビジョンについて

１　農業振興ビジョンの経緯

さいたま市農業振興ビジョンは、平成 16 年度に策定され、１回の増補及び２回の改訂を経て、現在に至っています。

時期	内容	目標指標年度	最終目標年次
平成 17 年 3 月	農業振興ビジョン策定	－	平成 32 年
平成 18 年 3 月	一部増補	－	
平成 21 年 4 月	農業振興ビジョン改訂	平成 25 年度末	
平成 26 年 3 月	農業振興ビジョン改訂	平成 29 年度末 平成 32 年度末	

２　農業振興ビジョンの位置付け

さいたま市農業振興ビジョンは、本市の上位の計画である、さいたま市総合振興計画に沿って定められています。

また、平成 24 年 12 月に制定した「さいたま市都市農業の振興に関する条例」で定めた、都市農業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「都市農業基本指針」として農業振興ビジョンを位置づけています。

なお、農業振興ビジョンの見直しは、今後の社会・経済情勢の変化に応じ変更を行います。

○総合振興計画と農業振興ビジョンの改訂時期

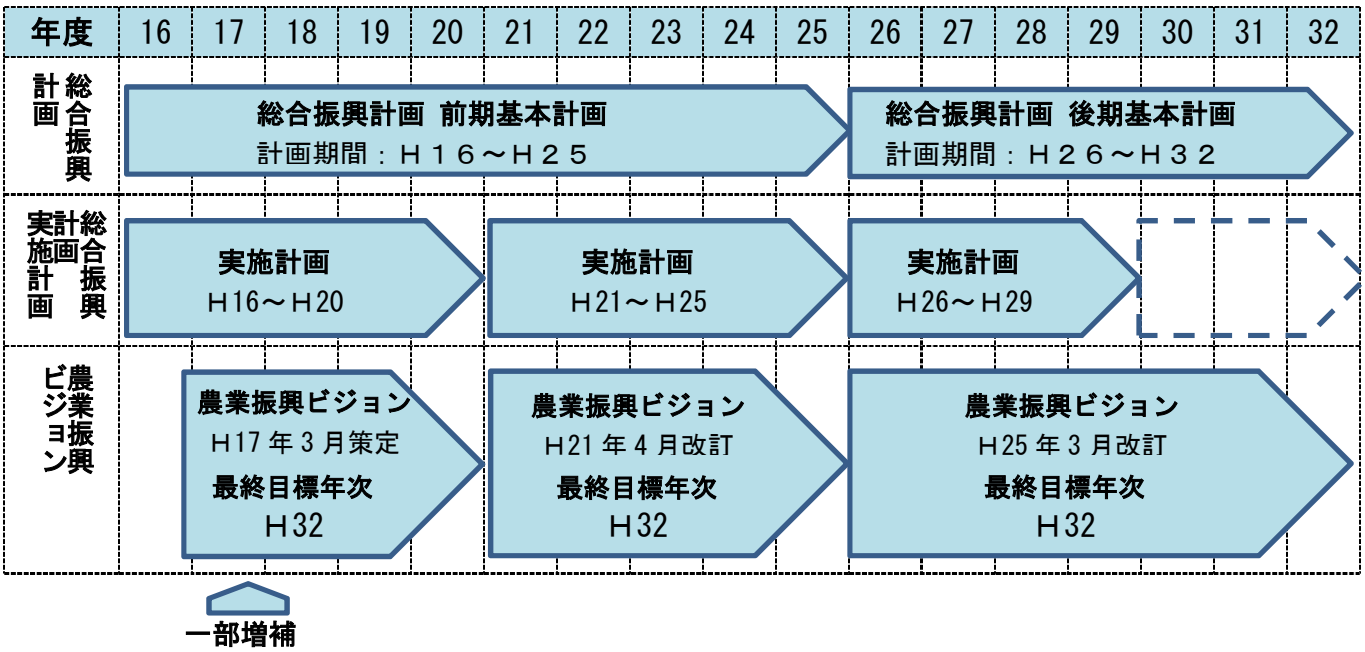

３　農業振興ビジョンの施策体系

農業振興ビジョンにおいて進める施策は、農業・農地・農コミュニティの３つの基本方針に沿って、４つの施策の柱と１１の個別施策により構成します。

また、本市農業における課題や可能性から、緊急的かつ優先的に取組む必要があるテーマについて、その施策の具体化に向けて定めた重点プログラムを定めています。

基本方針	施策の柱	個別施策	重点プログラム
農業	地産地消の確立	地産地消の推進	安全・安心な地産地消プロジェクト
		消費拡大拠点、流通システムの形成	
	農業経営の安定・生産性の向上	農業経営の安定化	農業経営支援プロジェクト
		付加価値の形成	
		担い手の育成	
農地	農地の保全と農業の持続	農環境の保全と改善	遊休農地解消プロジェクト
		遊休農地の解消と活用	
		農地流動化対策の推進	
農コミュニティ	農のあるまちづくりの推進	価値と魅力の共有	農のある暮らしプロジェクト
		市民による支援・協働	
		食農教育の推進	

４　農業振興ビジョンの重点プロジェクトについて

基本方針	重点プログラム	内容	目標指標
農業	安全・安心な地産地消プロジェクト	○安全・安心な市内産農産物の生産・供給を行うための検査体制の確立 ○農産物の6次産業化、農商工連携による産業の活性化 ○ニーズ対応型農業推進事業 ○共販出荷体制の推進 ○インターネットによる農情報の発信・農業の活性化 ○ファーマーズマーケット整備 ○安全・安心な農産物の生産および供給 ○環境にやさしい農業への支援	○特別栽培農産物件数 ○エコファーマー数 ○ブランド化農産物の商品開発店舗数 ○認定農業者経営体数 ○農業生産法人 ○直売所設置数 ○新規就農者総数
	農業経営支援プロジェクト	○担い手への農地集積・集約化 ○新農業ビジネスの推進 ○青年就農給付金事業 ○さいたま市版就農予備校推進事業 ○さいたまブランドの推進 ○農業法人化の推進事業 ○認定農業者の認定強化および家族経営協定の推進	

資料１

農地	遊休農地解消プロジェクト	○耕作放棄地再生利用事業 ○遊休農地の発生防止対策 ○利用権設定等促進事業 ○多様な主体による遊休農地活用 ○景観･緑肥作物などの栽培支援事業	○遊休農地解消・活用面積 ○企業等による農業参入や農地活用数 ○利用権設定面積
農コミュニティ	農のある暮らしプロジェクト	○農業交流施設の整備 ○滞在型市民農園の整備 ○市民農園、栽培収穫体験農園の支援 ○見沼田圃での協働と農業活性化 ○学校給食への取り組み支援 ○援農ボランティアやランドコーディネーターの育成	○栽培収穫体験農園数 ○市民農園利用区画数 ○小・中学校における農業体験教室実施校 ○ランドコーディネーター数

資料2

さいたま市農業振興ビジョン
重点プロジェクト推進目標進行管理表

農　業	重点プロジェクト推進目標			H28.3.31現在実績	所管課	数値の根拠法等
	現行（H25末）	H29年度末	H32年度末			
特別栽培農産物件数	223件	235件	245件	**247件**	埼玉県	平成27年度登録数
エコファーマー数	183人	193人	200人	**75人**	埼玉県	平成28年3月31日現在登録数
ブランド化農産物の商品開発店舗数	8件	15件	24件	**12件**	農業政策課	平成28年3月31日現在店舗数
認定農業者経営体数	165経営体	175経営体	180経営体	**162経営体**	農業政策課	平成28年3月31日現在経営体数
農業生産法人（農地所有適格法人）	3法人	5法人	7法人	**3法人**	農業委員会	平成28年3月31日現在法人数
直売所設置数	25箇所	27箇所	30箇所	**25箇所**	農業政策課	平成28年3月31日現在設置数
新規就農者総数	9人	50人/4年	95人/7年	**19人/2年**	埼玉県	H26～H27年度新規就農人数

農　地	重点プロジェクト推進目標			H28.3.31現在実績	所管課	数値の根拠法等
	現行（H25末）	H29年度末	H32年度末			
遊休農地解消・活用面積	0	4㌶/4年	7㌶/7年	**3.8㌶/2年**	農業委員会	H26～H27年度解消面積
企業等による農業参入や農地活用数	1件	3件	9件	**1件**	農業政策課	平成28年3月31日現在件数
利用権設定面積	100㌶	105㌶	110㌶	**108㌶**	農業委員会	平成28年3月31日現在設定面積

農コミュニティ	重点プロジェクト推進目標			H28.3.31現在実績	所管課	数値の根拠法等
	現行（H25末）	H29年度末	H32年度末			
栽培収穫体験農園数	14箇所（H24）	16箇所	18箇所	**35箇所**	農業政策課	平成28年3月31日現在農園数
市民農園利用区画数	2500区画（H24）	2600区画	2700区画	**2,698区画**	農業政策課	平成28年3月31日現在利用区画数
小・中学校における農業体験教室実施校	30校	35校	40校	**27校**	農業政策課 健康教育課	平成27年度実施校数
ランドコーディネーター数	50人	60人	70人	**52人**	農業政策課	平成28年3月31日現在登録数

さいたま市農業振興ビジョン
重点プロジェクト

1　安全・安心な地産地消プロジェクト		目標達成に向けた取組み		所管課
		平成26～27年度までの取組み	平成28年度以降の取組み	
①	安全・安心な市内産農産物の生産・供給を行うための検査体制の確立 （安全・安心に向け、放射性物質検査や残留農薬の検査体制を確立し、その対策等の取り組みを行う。）	平成23年9月より、市内産農産物の放射性物質検査を開始し、平成26～27年度においても月1～2回程度、保健所への検体の提供を行った。 また、平成26年度より検体買取のための予算措置を行っている。	保健所からの検査スケジュールをもとに、前年度までと同様検査を実施する。（生産者からの要望があれば可能な限り調整し対応する。）	農業政策課
②	農産物の6次産業化、農商工連携による産業の活性化 （生産者による農産物の加工・販売の取り組みや、農商工連携による商品化により産業の活性化を推進する）	本市発祥の紅赤の商品化のため、商品化の試作を行う店舗に対して原材料となる紅赤を提供した。商品開発店舗数は平成26～27年度において4件増となった。	商品開発店舗数の増加のため、多様な事業者に働きかけを行うとともに、紅赤以外の特産品についても商品化を推進していく。	農業政策課
③	ニーズ対応型農業推進事業 （市場ニーズに対応した新たな農産物の生産・供給体制を確認し、農業の活性化と地産地消施策を推進する）	平成25年度に結成されたヨーロッパ野菜研究会とともに、ヨーロッパ野菜の産地化に取り組んだ。 平成27年度より、市内産ビールを作りたいとの要望を受け、ホップの試験栽培を行っている。	引続きホップの試験栽培を行い、栽培技術の確立や商品化への取組を行う。	農業政策課
④	共販出荷体制の推進 （共販のための集出荷施設の支援を行う）	南彩農業協同組合が、国の強い農業づくり交付金事業を活用し、岩槻農産物集出荷場を建設するための関係者間打合せを複数回実施した。また、埼玉県を通じ国へ事業の要望を行った。	平成28年度は南彩農業協同組合における事業の実施年度となり、補助事業の申請受付から事業の実施、交付金支払いまでを行う。	農業政策課
⑤	インターネットによる農情報の発信・農業の活性化 （インターネットを活用した生産者・市民・行政による相互情報発信、情報交換により農業の活性化を推進する）	ブログサイト「さいたま市の農情報ガイド」にて、旬な農産物、直売所、観光農園等をPRしている。	さいたま市農情報アプリケーション研究会の運営が休止状態のため、ブログの更新がされていないことから、研究会の運営方法の検討を行う。	農業政策課
⑥	ファーマーズマーケット整備 （浦和美園駅前複合施設等の直売施設や、朝市など直売イベントの支援を行う）	浦和美園駅前複合施設のオープンに併せ、さいたま・南彩農業協同組合に対し、事業の説明をするとともに、各管内の農家への周知および出荷希望農家の組織化を依頼する。	出荷希望農家が組織されないことから、継続して周知を行うともに、美園タウンマネジメントが運営する地域マルシェ「みそのいち」との連携も検討する。	農業政策課
⑦	安全・安心な農産物の生産および供給 （安全・安心に向けた、農業知識や技術の普及とその取り組みを支援する）	平成26年度より、農業振興事業費補助金メニューに、「安全・安心な農産物の生産事業」を追加。 平成27年度に、農薬の適正使用講習会を開催（1回）。	農薬の適正使用講習会を開催予定 10月、2月	農業政策課
⑧	環境にやさしい農業への支援 （特別栽培農産物やエコファーマー、循環型農業への取り組みを支援する）	事業要件を満たした環境保全型農業に取り組む農業者に対し、補助金を交付した。 市発行の農情報ガイドブックに特別栽培農産物の利用店を掲載し、周知を図った。	前年度まで同様に、事業要件を満たした農業者に対し、補助金を交付する。 引続き、特別栽培農産物等の周知を行う。	農業政策課

２　農業経営支援プロジェクト		目標達成に向けた取組み		所管課
		平成26～27年度までの取組み	平成28年度以降の取組み	
①	担い手への農地集積・集約化 （認定農業者等に農地の集積を図る）	農地中間管理機構（埼玉県農林公社）からの一部業務委託を受け、市内における農地の出し手と受け手を募集するマッチング事業を開始した。 また、それまで市内2地域において作成していた「人・農地プラン」を抜本的に見直し、平成27年度に市内を3地域に分け、地域農業の話し合いを行い、全域をカバーした「人・農地プラン」を作成した。	引き続き、農地の出し手と受け手を募集するとともに、継続的に地域の話し合いを行い人・農地プランを見直し、担い手への農地集積・集約化を図る。	農業政策課
②	新農業ビジネスの推進 （新農業ビジネス（IT農業等）の支援及びモデル事業を実地する）	部内農業技師を中心とした研究会を設置し、IT農業の調査・研究を行い、部内報告会において見沼GC展示温室改修方針の提案を行い了承された。	・展示温室改修方針の確立 ・モデルプラン実証試験計画作成	農業政策課
③	青年就農給付金事業 （新規就農者の経営安定化のための給付金を支給する）	給付金事業の内、経営開始型について、要件を満たしている2名に給付した。	前年度からの継続対象者の2名及び新規で給付を希望する新規就農者への要件確認後、給付を実施する。	農業政策課
④	さいたま市版就農予備校推進事業 （さいたま市への就農希望者向けに農業研修の場を創設し、新規就農者の育成確保を行う）	なし	平成28年度　検討組織立ち上げ 事業実施案の作成 平成29年度　先行事業の実施 平成30年度　就農予備校の設置・運営開始	農業政策課
⑤	さいたまブランドの推進 （特産品農産物のPR、加工品による商品開発を推進し、さいたまブランドの農産物を確立する）	本市発祥の紅赤の商品化のため、商品化の試作を行う店舗に対して原材料となる紅赤を提供した。また、農情報ガイドブック「トレトリ」やリーフレット、ホームページでさいたま市産農産物のPRを行った。	商品開発店舗数の増加のため、多様な事業者に働きかけを行うとともに、紅赤以外の特産品についても商品化を推進していく。 引続き、農情報ガイドブック「トレトリ」やリーフレットでの情報発信を行う。	農業政策課
⑥	農業法人化の推進事業 （農業経営の安定のため、法人化への支援を行う）	法人化を目指している、農家の把握。	法人化を目指している、農家に対して支援コーデイネーターの派遣を行う。また、法人化するための講演会等を開催する。	農業政策課
⑦	認定農業者の認定強化および家族経営協定の推進 （新たな認定農業者や家族経営協定による女性認定農業者の確保、育成を図る）	認定農業者支援対策事業（農業振興事業費補助金）を実施し、合計１６件の支援を実施した。 また、認定農業者を対象とした、講習会を開催した。	認定農業者向けの講習会を開催、経営支援のための補助金を交付する。	農業政策課

3　遊休農地解消プロジェクト		目標達成に向けた取組み		所管課
		平成26～27年度までの取組み	平成28年度以降の取組み	
①	耕作放棄地再生利用事業 （耕作放棄地再生作業の取り組みを行う）	平成25年度以前に再生作業を行ったほ場の利用状況の確認	（さいたま市担い手育成総合支援協議会において） ・新たに、再生作業を行う地域の設定（南部領辻） ・耕作放棄地（30a）の再生利用（予定）	農業政策課 農業委員会 （農業振興課）
②	遊休農地の発生防止対策 （遊休農地の調査、パトロール、所有者への指導など発生防止対策を強化する）	農業委員が担当地区毎に現地調査を行い、状況写真を撮影し、結果を調査票に記入し整理した。 平成27年12月末現在の遊休農地面積43.6ha	遊休農地調査の結果、耕作不可能である農地と遊休農地になる一歩手前の農地についても、意欲ある担い手へ斡旋する。	農業政策課 農業委員会 （農業振興課）
③	利用権設定等促進事業 （情報の収集・提供を行い、農地利用集積円滑化団体等と連携し、認定農業者等に農地集積を促進する）	新たな遊休農地の発生防止のためにも、借り手の意向を調査し、農地の賃借を進めた。 平成28年3月末現在の設定面積108ha	農地中間管理事業が発足したので、農地中間事業を利用し、農地を集約していく。	農業政策課 農業委員会 （農業振興課）
④	多様な主体による遊休農地活用 （企業等による農業参入の活用、市民農園・学校農園等への農地の活用を図る）	新規就農・法人の参入希望者へ支援を行った。 平成27年3月末農業生産法人3法人 新規就農者　19名（平成26～27年度）	農業委員会法改正に伴い新規就農・法人の参入が促進されているので、積極的に支援を行う。	農業政策課 農業委員会 （農業振興課）
⑤	景観・緑肥作物などの栽培支援事業 （レンゲ・コスモス・ソルガムなどでの土づくり、農地の保全管理を支援する）	遊休農地に景観作物とにて菜の花の種をまき、「菜の花まつり」を開催し、遊休農地を解消した。	今後も景観・緑肥作物などの栽培支援事業を拡充する。	農業政策課 農業委員会 （農業振興課）

4　農のある暮らしプロジェクト		目標達成に向けた取組み		所管課
		平成26～27年度までの取組み	平成28年度以降の取組み	
①	農業交流施設の整備 （農産物直売所、農業研修施設、農産物の加工体験施設などを整備する）	・H26　基本構想策定 ・H27　基本計画案作成	・H28　基本計画策定、敷地測量、ソフト事業 ・H29～31　ソフト事業 ・H32～34　ソフト事業、設計、施工 ・H35　農業交流施設稼働	農業政策課
②	滞在型市民農園の整備 （長時間滞在可能な市民農園を整備する）	周辺市民農園と連携した農業交流施設を整備することにより、市民農園利用者が長時間滞在可能な環境を提供することを目指す。取組みとしては、上記のとおり。	周辺市民農園と連携した農業交流施設を整備することにより、市民農園利用者が長時間滞在可能な環境を提供することを目指す。取組みとしては、上記のとおり。	農業政策課

４　農のある暮らしプロジェクト		目標達成に向けた取組み		所管課
		平成26～27年度までの取組み	平成28年度以降の取組み	
③	市民農園、栽培収穫体験農園の支援 （多様な主体による市民農園や農家の指導による栽培収穫体験ができる農園の支援を行う）	レクリエーションや自家用野菜の生産などを目的とし、都市住民が自然に親しみながら農業体験できる市民農園の支援を行った。利用区画数の実績は、平成26年度が2，900区画、平成27年度が2，698区画であった。	都市住民が自然に親しみながら農業体験できる市民農園の整備を進める。また、市で把握している農園数は減少傾向にあるため、HPを使った把握している農園の紹介や把握できていない農園情報の募集、特定農地貸付などによる新規開設の促進を目指す。	農業政策課
④	見沼田圃での協働と農業活性化 （見沼田圃での農業交流の場の創出・イベントや見沼農業ネットワークの拡充を行う）	農業祭、コスモス祭りの開催支援	農業祭、コスモス祭りの開催支援	農業政策課
⑤	学校給食への取り組み支援 （学校給食への地場産農産物の導入支援を行う）	地元生産者と栄養教諭・学校栄養職員等の情報交換会を開催することにより、地元生産者との交流を図り、地元農産物を学校給食に導入できるよう支援した。	地元生産者と栄養教諭・学校栄養職員等の情報交換会を開催することにより、地元生産者との交流を図り、地元農産物を学校給食に導入できるよう支援する。	教育委員会 （健康教育課）
⑥	援農ボランティアやランドコーディネーターの育成 （都市住民の農業支援者、新たな担い手として援農ボランティアやランドコーディネーターを育成する）	ランドコーディネーター育成のため、アグリ・カルチャー・ビジネススクールを開校し、平成26年度は10名、平成27年度は5名をランドコーディネーターとして認定した。	引き続き講座を開校し、新たなランドコーディネーターを育成する。	農業政策課

資料３

人・農地プランについて

１　人・農地プランの概要

「人・農地プラン」とは、個人では解決が難しい地域の農業に関する問題について地域の農業者等の方が話合いを行い、将来の地域の農業のあり方について考え方をまとめるものです。

「人・農地プラン」で決める内容は、今後の中心となる経営体はどこか、将来の農地利用のあり方、農地中間管理機構の活用方針、農地の出し手の状況や地域農業のあり方などについてです。

さいたま市では、昨年度、地域の話合い及び検討会を経て、３地域で「人・農地プラン」を作成しました。今年度は昨年度作成したプランを基に、内容の見直しを行います。

（人・農地プラン作成の流れ）

アンケートの実施など農業者の営農意向等の把握 ▶ 地域の話合いの実施 ▶ 検討会の実施（都市農業審議会） ▶ 人･農地プランの決定・公表

２　平成２８年度地域の話合いの実施について

(1) 日時・場所・対象地区

	日時・場所	対象地区	出席者
西部地域	平成 28 年 7 月 14 日（木） 10 時から 見沼グリーンセンター会議室	西区、桜区	23 名
中部地域	平成 28 年 7 月 14 日（木） 14 時から 見沼グリーンセンター会議室	北区、大宮区、見沼区、中央区、浦和区、南区、緑区	35 名
東部地域	平成 28 年 7 月 28 日（木） 14 時から 南彩農業協同組合 岩槻和土支店　会議室	岩槻区	

(2) 対象者

地域の農業者の方、農地の出し手の方、地域の農業に関心のある方など

(3) 内容

昨年度作成した「人・農地プラン」の見直し

（参考様式第1号）

資料3添付

人・農 地 プ ラ ン

市町村名	集落／地域名	当初作成年月	更新年月（1回目）	更新年月（2回目）	更新年月（○回目）

1. 今後の地域の中心となる経営体（担い手）

属性	経営体（氏名）	経営者・代表者の年齢	構成員（従業員）	後継者の有無	現状〔平成○○年度〕		計画〔平成○○年度〕		農地中間管理機構からの借入希望の有無	新規就農・6次産業化・高付加価値化・複合化・低コスト化・法人化等の取組		活用が見込まれる施策				備考
					経営内容（作目）	経営規模（ha、頭数等）	経営内容（作目）	経営規模（ha、頭数等）			取組年度	青年就農給付金（開始型）	スーパーL資金の金利負担軽減措置	経営体育成支援事業	その他（　）	
		才	名			ha		ha								
		才	名			ha		ha								
		才	名			ha		ha								

【　記載上の注意　】

※　「今後の地域の中心となる経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、法人化や農地利用集積を行うことが確実と見込まれる集落営農、効率的かつ安定的な農業経営になっている経営体な
　どの担い手がいれば、当該経営体等の意向を確認した上で位置づけるようにしてください。
※　「属性」には、認定農業者は「認農」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「認就」と記載します。
※　「経営体（氏名）」には、法人経営、集落営農など組織経営体の場合は、その組織経営体の名称を記載し、下段括弧書きで組織経営体の代表者名を記載します。
　　集落営農の構成員である認定農業者については、その全ての認定農業者の「認農：氏名」を記載します。
※　計画欄については、現状から概ね５年程度を記載する。（以下の計画欄についても同じ。）
※　「新規就農・６次産業化・・・・等の取組」には、経営発展のために今後取り組もうとする内容に合致する取組を選択し記載します。
※　「その他」には、６次産業化支援事業、強い農業づくり交付金（経営資源有効活用対策事業）、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金など、活用が見込まれる関連施策がある場合に記載します。
※　「備考」には、活用する県単独事業などの施策の内容、経営発展に向けて取り組む内容で特筆すべき事項等があれば記載します。

2. 1から見た地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている／担い手はいるが十分ではない／担い手がいない

資料3添付

3. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応	
担い手に集積・集約化する		
担い手の分散錯圃を解消する		
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する		
耕作放棄地を解消する		
その他[右欄に自由に記載]		

4. 3についての農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応	
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける		
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける		
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける		
その他[右欄に自由に記載]		

5. 近い将来農地の出し手となる者と農地 〔国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。〕

近い将来農地の出し手となる農業者（氏名）	年齢	現状〔平成〇〇年度〕		計画〔平成〇〇年度〕		利用しなくなる農地面積	農地中間管理機構への貸付け希望の有無		
		経営内容（作目）	経営規模の合計（ha、頭数等）	経営内容（作目）	経営規模の合計（ha、頭数等）			農地面積	貸付時期
	才		ha		ha	ha		ha	
	才		ha		ha	ha		ha	
	才		ha		ha	ha		ha	
	才		ha		ha	ha		ha	
	才		ha		ha	ha		ha	

※　筆ごとの具体的な貸付等の計画がある場合は、「別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地」に記載します。

6. 今後の地域農業のあり方

今後の地域農業のあり方（地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めて）

取組事項	対応	コメント
生産品目の明確化		
複合化		
6次産業化		
高付加価値化		
新規就農の促進		
その他［　　］		

資料3添付

別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地

近い将来農地の出し手となる者（氏名）	耕地地番	地目	地名、地番、大字、字、集落番号		貸付等の区分（㎡）			貸付等の予定年度	農地中間管理機構への貸付を予定
					貸付	作業委託	売渡		

【　記載上の注意　】

※　「５．近い将来農地の出し手となる者」ごとに記載します。

※　国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。

※　農地利用図の添付は必須ではありません。

資料4

農業委員会法改正について

平成２７年９月

農林水産省

農業委員会法改正の全体像

農業委員会が、その主たる使命である、農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）をより良く果たせるようにする

農業委員会

農業委員会業務の重点化

○　農業委員会の業務の重点は、農地利用の最適化の推進であることを明確化

農業委員の選出方法の変更

○　地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に就任するようにするため、市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制に変更

農地利用最適化推進委員の新設

○　農業委員とは別に、各地域において農地利用の最適化を推進する農地利用最適化推進委員を新設

都道府県農業会議・全国農業会議所

農業委員会のサポート組織として機能を強化

○　一般社団法人に移行し、都道府県及び国が、農業委員会ネットワーク機構として指定

農業委員会の改革①（業務の重点化）

農地利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）を強力に進めていくために

現在

【必須業務】

① 農地法等によりその権限に属させた事項

【任意業務】

② 担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消

③ 法人化その他農業経営の合理化

④ 農業等に関する調査及び研究

⑤ 農業及び農民に関する情報提供

⑥ 農業及び農民に関する事項についての意見公表、行政庁への建議又は諮問への答申

改革の方向

【必須業務】

① 農地法等によりその権限に属させた事項

② 農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進

【任意業務】

③ 法人化その他の農業経営の合理化

④ 農業に関する調査及び情報提供

農地利用の最適化に関する施策について、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを回して改善していくため、必要がある場合には、関係行政機関に対し施策の改善意見を提出しなければならない

任意業務から必須業務に位置づける

法的根拠がなくても行えるため、法令業務から削除

農業委員会の改革②（農業委員の選出方法の変更）

地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に就任するようにするために

現在

〇選挙制と市町村長の選任制（議会・団体推薦）の併用

- 実際に選挙が行われているのは約1割のみ
- 兼業農家は選挙委員の約4割

改革の方向

〇 市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制一本とする。
〇 過半を原則として認定農業者とする。
〇 農業者以外の者で、中立な立場で公正な判断をすることができる者を1人以上入れる。
〇 女性・青年も積極的に登用する。
〇 農業委員の定数は、委員会を機動的に開催できるよう、現行の半分程度とする（後述の農地利用最適化推進委員を置かないところを除く。）

市町村長は、推薦・公募を実施
↓
市町村長は、推薦・公募の情報を整理し、公表
↓
市町村長は、推薦・公募の結果を尊重して、選任議案を作成
↓
市町村議会が同意
↓
市町村長が任命

（参考1） 農業委員及び推進委員の推薦・公募の手続

委員・推進委員の推薦・公募

委員及び推進委員の推薦・公募は、① 同時に行うことができる
② 委員及び推進委員両方の候補者となれる
③ 推進委員については、複数の区域について同時に候補者となれる

推薦・応募の書面の記載事項

① 推薦をする者の氏名、住所、職業、年齢、性別(団体等の場合は、名称、目的、代表者名、構成員資格等)
② 推薦を受ける者又は応募者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴、農業経営の状況
③ 推薦を受ける者又は応募者が認定農業者（認定農業者が定数の8倍以下の場合には、認定農業者又は準ずる者）に該当するか否かの別(農業委員のみ)
④ 推薦又は応募の理由
⑤ 推薦をする者が同一の者について委員及び推進委員の両方に推薦しているか否かの別（応募の場合には、委員及び推進委員の両方に応募しているか否かの別）
⑥ 推進委員の場合には、推薦・応募を行う区域

推薦・公募期間　提出方法

○ 推薦・公募の期間はおおむね1ヶ月
○ 推薦・公募の期間、推薦・応募の書面の提出方法その他必要な事項は市町村長又は農業委員会が定め、公表

推薦・公募状況の公表

○ 書面の記載事項(住所を除く)を公表
○ インターネットその他適切な方法により、募集期間中はその期間の中間において、募集期間後は終了後遅滞なく行う

候補者が定数を超えた場合

市町村長又は農業委員会は、候補者が定数を超えた場合等には、関係者からの意見聴取その他の任命・委嘱の過程の公平性及び透明性を確保するために必要な処置を講じるよう努めなければならない

（参考２）農業委員の認定農業者過半要件の例外

原則

認定農業者（個人又は法人の役職員）が、委員の過半数を占めること

例外

１．区域内の認定農業者の数が、委員の定数の８倍を下回る場合には、以下のとおりでよいこととする。

Ａ．委員の過半数を認定農業者及び次に掲げる者（準ずる者）とすることについて、市町村議会の同意を得ること（準ずる者：認定農業者ＯＢ、認定農業者の農業に従事･経営参画する親族、認定新規就農者、集落営農組織の役員、国・地方の計画に位置付けられた農業者、指導農業士、基本構想水準到達者）

↓（Aによることとしても委員の任命に著しい困難を生じる場合）

Ｂ．委員の少なくとも４分の１を認定農業者及び準ずる者とすることについて、市町村議会の同意を得ること

↓（Bによることとしても委員の任命に著しい困難を生じる場合）

Ｃ．農林水産大臣の承認を得ること

２．農業委員会の設置が義務付けられていない市町村（区域内の農地面積が都府県200ha、北海道800haを超えない）

３．認定農業者の制度を活用していない市町村（農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想を策定していない）

（参考３）市町村長が条例で定める農業委員の定数の上限基準

① 推進委員を委嘱する農業委員会については、総会を機動的に開催できるよう、現行の定数の半分程度
② 推進委員を委嘱しない農業委員会については、農業委員が推進委員の機能（現場活動）も兼ねることから、現行の定数とほぼ同数

区　　分		改正後の上限	改正前の上限（選挙委員の定数であり、この他に選任委員が7人程度）
(1) 次のいずれかの農業委員会 ① 農業者の数が1,100以下の農業委員会 ② 農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会	推進委員を委嘱する農業委員会	14人	20人
	推進委員を委嘱しない農業委員会	27人	
(2) (1)および(3)以外の農業委員会	推進委員を委嘱する農業委員会	19人	30人
	推進委員を委嘱しない農業委員会	37人	
(3) 農業者の数が6,000を超え、かつ、農地面積が5,000ヘクタールを超える農業委員会	推進委員を委嘱する農業委員会	24人	40人
	推進委員を委嘱しない農業委員会	47人	

○ これまでの選任委員数が7人を超えている場合には、農林水産大臣の承認を得て、上限を引き上げることができる。

農業委員会の改革③（農地利用最適化推進委員の新設）

現在の農業委員会の機能が、委員会としての決定行為、各委員の地域での活動の2つに分けられることを踏まえ、それぞれが的確に機能するようにするために

現在

○ 農業委員が、それぞれ
① 農地の権利移動の許可等の「合議体としての決定行為」と
② 担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の「地域における現場活動」
の両方を実施。

○ ②の現場活動が必ずしもうまくいかず、耕作放棄地が増加したり、担い手への農地利用の集積・集約化が円滑に進まないことがある。

改革の方向

○ 現場活動を積極的に行うため、主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、原則として、農地利用最適化推進委員を設置。
農業委員と推進委員は密接に連携。
○ 推進委員は、自らの担当区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動を行う。
○ 推進委員の定数は、政令で定める基準に従い条例で定める。

具体的業務

- 人・農地プランなど、地域の農業者等の話合いを推進
- 農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進
- 耕作放棄地の発生防止と解消を推進
- このため、農地中間管理機構と密接に連携

選出方法

農業委員会は、農業委員会が定める区域ごとに推薦・公募を実施
▼
農業委員会は、推薦・公募の情報を整理し、公表
▼
農業委員会は、推薦・公募の結果を尊重
▼
農業委員会が委嘱

＊ 手続の詳細はP4参照

（参考１）農業委員と農地利用最適化推進委員の連携

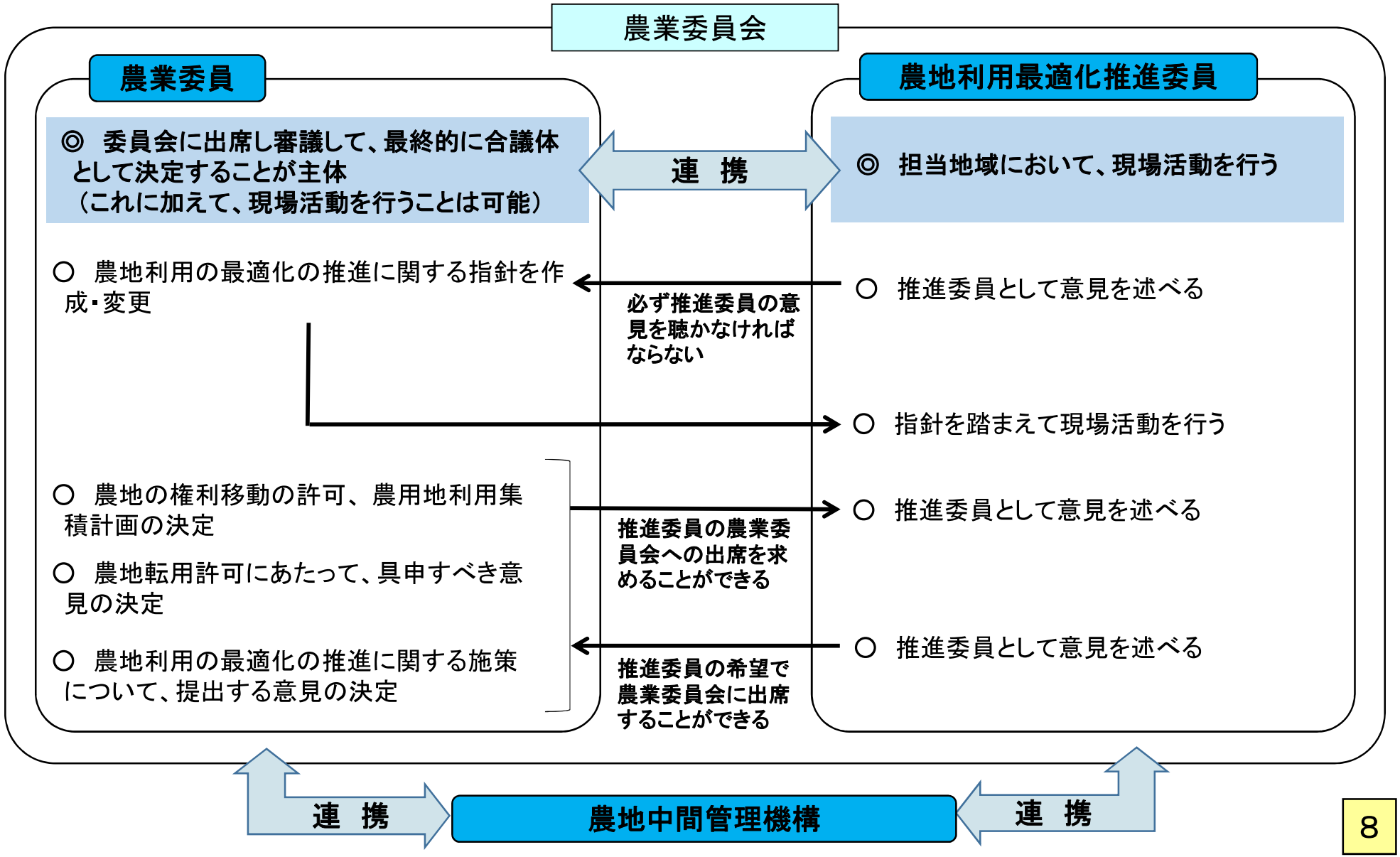

（参考２）農業委員会が推進委員を委嘱しないことができる市町村

次のいずれかの市町村（この市町村においても、自ら選択すれば、推進委員を委嘱することも可能）

1. 遊休農地がほとんどなく、担い手への農地集積がかなり進んでいる市町村

具体的には、次のいずれも満たす市町村
① 遊休農地率（再生可能な耕作放棄地）１パーセント以下 （全国平均は約３％）
② 担い手への農地の集積率 ７０パーセント以上 （全国平均は約50％）

2. 農業委員会の設置が義務付けられていない市町村（区域内の農地面積が都府県200ha、北海道800haを超えない市町村）

（参考３）市町村長が条例で定める推進委員の定数の上限基準

農地利用の最適化の推進のための現場活動が支障なく行えるよう、農業委員会の区域内の農地面積の100ヘクタールに１人の割合で配置できることとする

都道府県農業会議・全国農業会議所の改革

農業委員会のサポート組織として十分機能するようにするために

現在

○ 特別認可法人であり、行革上、法令業務の拡充はできない

都道府県農業会議

（指定法人に移行）→

① 情報提供、調査、研究、研修
② 農業委員会への協力
③ 農地転用許可に係る都道府県への意見提出等

④ 意見公表、行政庁への建議等 →
（法的根拠がなくても行えるため、法令業務から削除）

全国農業会議所

（指定法人に移行）→

① 都道府県農業会議の業務に対する指導・連絡
② 調査及び研究
③ 意見公表、行政庁への建議等 →
（法的根拠がなくても行えるため、法令業務から削除）

改革の方向

○ 農業委員会のサポート業務を行う指定法人（都道府県・国が指定）に移行
○ 農業委員会のサポート業務のほか、新規参入支援や担い手の組織化・運営の支援等の業務を法令業務として明確に位置づけ

都道府県農業委員会ネットワーク機構

① 農業委員会相互の連絡調整、優良な取組を行っている農業委員会についての情報の横展開、農業委員等に対する講習及び研修その他の農業委員会に対する支援
② 農地情報の収集、整理、提供
③ 新規参入支援、法人化推進、担い手の組織化・運営の支援（追加）
④ 調査及び情報の提供
⑤ 農地転用許可に係る農業委員会への意見提出等

（農地利用の最適化の推進に関する施策について、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを回して改善していくため、必要がある場合には、関係行政機関に対し施策の改善意見を提出しなければならない）

全国農業委員会ネットワーク機構

① 都道府県機構相互の連絡調整、都道府県機構が行う農業委員等に対する講習及び研修への協力その他の都道府県機構に対する支援
② 都道府県機構の②～④の業務

（都道府県機構と同様に削除）

参考資料

○さいたま市都市農業の振興に関する条例

平成24年12月27日
条例第92号

目次

第1章　総則(第1条―第7条)
第2章　都市農業の振興に関する基本的施策等(第8条―第16条)
第3章　都市農業基本指針等(第17条・第18条)
第4章　さいたま市都市農業審議会(第19条)
第5章　補則(第20条・第21条)
附則

第1章　総則

(目的)

第1条　この条例は、都市農業の振興に関する基本理念を定め、並びに市の責務並びに農業者、農業関係団体、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項等を定めることにより、都市農業の持続的な発展に関する施策の総合的かつ計画的な推進、農産物等の安定的供給及び都市農業の多面的機能の発揮を促進し、もって健康で文化的な市民生活の実現に寄与するとともに、緑豊かなまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　都市農業　大消費地に位置するという利点を生かしつつ、市民に新鮮で安全かつ良質な農産物等を供給し、及び農業の有する多面的機能を備えた市の全域で営まれる農業をいう。

(2)　農業者　市内において農産物等を生産する個人又は法人その他の団体(委託を受けて農作業を行う組織を含む。)をいう。

(3)　農業関係団体　市内にある農業協同組合、土地改良区その他の農業に関する団体をいう。

(4)　事業者　市内において、市内で生産された農産物等を原料又は材料とする製品の製造、加工、貯蔵、運搬又は販売をする事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

(5)　農産物等　米、麦類、豆類、いも類、野菜、果実並びに花き及び牛、豚、鶏等の肉、乳その他の食用に供される生産物をいい、これらを原料又は材料として製造し、又は加工したものを含むものとする。

(6)　多面的機能　良好な景観を形成する機能、農作業の体験等により農業に対する理解と親しみを深める機能、環境を保全する機能、自然災害等に備えた防災機能及び農業者と消費者である市民との交流の場としての機能をいう。

(7)　農　農産物等の供給の機能及び多面的機能の双方の機能を有することにより、農業から生み出される価値の総体をいう。

(8)　地産地消　市内で生産された農産物等を市内で消費することをいう。

(9)　市民農園等　農作業の体験その他農業に対する理解と親しみを深める活動のための施設をいう。

(10)　農業資源　農地、農業用水、主に農業の用に供される道路その他の農業を営む上で必要となる生産基盤をいう。

(基本理念)

第3条　都市農業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(1)　市内で生産された安全かつ良質な農産物等の供給、都市農業の有する多面的機能の発揮及びその恵みを身近に享受することができるための農業の自然循環機能(農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。)の維持増進により、農と都市の共存が図られるものとすること。

(2)　農業者により、地域の特性に応じて生産された農産物等が安定的に供給され、及び地産地消、市民農園等の活用により農業の活性化を図るとともに、市民と農業者との交流等を通じ、市民の農に対する理解と関心を深め、都市農業の持続的な発展が可能なまちづくりを実現すること。

(3)　農業上の利用を確保すべき優良な農地の保全と有効利用、遊休農地の解消等を通じて、良好な景観の形成と農地の荒廃防止を図り、地域の環境と調和のとれた農業を推進するとともに、多様な主体が農業の担い手として誇りを持って農業を営むことができる環境の整備に努めること。

(4)　農業資源の保全と活用により、農業の生産性の向上及び農業構造の改善を通じた農業の持続的な発展を図ること。

(市の責務)

第4条　市は、前条の基本理念にのっとり、都市農業の振興に関する施策を策定し、及び実施する。

2　市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民の理解と関心が増進されるよう努めるとともに、国、県、農業者、農業関係団体及び事業者と適切に連携しつつ、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(農業者及び農業関係団体の役割)

第5条　農業者及び農業関係団体は、消費者の立場に立ち、安全かつ良質な農産物等を誠実に供給する責任を自覚するとともに、農業と自然環境との共生に取り組み、その生産する

農産物等について積極的に情報を提供し、農産物等の安定的供給を図る等、市の実施する都市農業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条　事業者は、市内で生産された安全かつ良質な農産物等を積極的に消費者に供給する等、その事業活動において市内で生産された農産物等を利用することにより、市の実施する都市農業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市民の役割）

第7条　市民は、市内で生産された農産物等の消費の増進に努めるとともに、農作業の体験、農業者との交流等を通じて、市の実施する都市農業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2　市民は、都市農業の多面的機能の重要性に関する理解と関心を増進し、次代の社会を担う世代に継承するよう努めるものとする。

第2章　都市農業の振興に関する基本的施策等

（安全かつ良質な農産物等の生産及び供給等）

第8条　市は、農業者及び農業関係団体が、環境負荷を低減する適正な肥料、農薬等を使用し、環境と調和のとれた持続性の高い農業生産活動が継続的に行われるために必要な施策を講ずるものとする。

2　市は、事業者が行う食品の表示の適正化及び農産物等の製造、加工、販売又は食品としての提供の過程における衛生管理及び品質管理の高度化を促進し、安全かつ良質な農産物等の供給が行われるために必要な措置を講じなければならない。

（地産地消の推進及び市民の農業に対する理解の促進）

第9条　市は、市民が市内で生産された新鮮で安全かつ良質な農産物等を安定的に購入できるよう、農業資源の整備による生産及び流通の円滑化を図るとともに、直売所（農産物等をその生産者が直接消費者に販売するため、農業者その他の多様な主体によって開設される施設をいう。以下同じ。）等での販売、学校給食における利用等を促進し、地産地消による農業の活性化を図ることにより、市内で営まれる農業及び市内で生産された農産物等に対する市民の理解と親しみを深めるために必要な施策を講ずるものとする。

2　市は、市民が農産物等を育て、及び収穫することにより、農や食の大切さを身近に感じることのできる市民農園等及び多様な場所や形態で行う農産物等の販売の拠点となる直売所等の整備を促進するよう努めるものとする。

（農業の担い手の育成及び確保）

第10条　市は、農業者の経営管理能力の向上、農業の技術の普及指導、農業者の組織化又は法人化の促進、農業経営に意欲のある新たな就農者等多様な担い手の確保及び支援その他効率的かつ安定的な農業経営を担う農業者の育成及び確保を図るために必要な施策を講ずるものとする。

（農業者又は農業関係団体に対する支援）

第11条　市は、農業者又は農業関係団体による農業の生産性の向上、効率的かつ安定的な農業経営及び市内で生産された安全かつ良質な農産物等の供給に関する事業に対し、当該事業が都市農業の振興に資するものであり、かつ、その事業計画又は利用見込みについて適切な内容のものであると認めるときは、必要な支援を行うものとする。

（優良な農地の保全と有効利用）

第12条　市は、農地の確保と適正な利用及び農業の生産性の向上を図るため、地域の特性に応じた優良な農地の保全と有効利用のために必要な措置を講ずるものとする。

（農業資源の保全と活用による農業経営の質的向上）

第13条　市は、農業者の農業経営の効率化及び安定化による質的向上を図るため、農業資源の整備について必要な措置を講ずるものとする。

（遊休農地の解消及び活用等）

第14条　市は、遊休農地の解消及び活用を図るため、農業者、農業関係団体、企業、非営利活動を行う団体等の多様な主体による農業参入の支援及び市民農園等による農地の有効かつ持続的な利用の支援に努めるものとする。

（農地の有効利用の促進）

第15条　市は、効率的かつ安定的な農業経営を計画的に進めようとする農業者に対する農地の利用の集積を図るなど、農地の有効利用のための権利移動の円滑化を促進するよう努めるものとする。

2　市は、農地の有効利用を促進するため、農業者、農業関係団体その他の関係者と連携し、十分な情報の共有に努めるものとする。

（地域農業の確立）

第16条　市は、農業者、農業関係団体及び地域の住民が一体となって都市農業の振興に関する施策に協力し、地域の特性に応じた都市農業を確立するための必要な支援に努めなければならない。

第3章　都市農業基本指針等

（都市農業基本指針の策定）

第17条　市長は、前章に規定する都市農業の振興に関する基本的施策等を総合的かつ計画的に推進し、又は実行するための基本的な指針（以下「都市農業基本指針」という。）を策定しなければならない。

2　都市農業基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)　市内で生産される農産物等の安全性の向上及び良質な農産物等の供給のための指針となるべき事項

(2)　直売所や学校給食における利用による地産地消の推進及び市民農園等(当該施設の業務に必要な施設等を含む。)の機能の向上等による市民の農業に対する理解と親しみを深めるための基盤及び機能の整備について指針となるべき事項
(3)　多様な主体による農業参入及び意欲のある農業者による農業経営の育成・確保並びに農業経営の多角化及び高度化の促進のための指針となるべき事項
(4)　農業資源の保全と活用及び生産性の向上のための指針となるべき事項
(5)　市内で生産された農産物等の加工、貯蔵、販売等のための施設その他地域の都市農業の振興に資する施設整備について指針となるべき事項
(6)　前各号に掲げるもののほか、都市農業の振興に資する機能が発揮され、又はその効果が期待される重要な施策等の指針となるべき事項
3　都市農業基本指針は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第1項に規定する農業振興地域整備計画その他法律の規定による市の農業の振興に関する計画との調和が保たれるものでなければならない。
4　都市農業基本指針は、市の基本構想(長期的な展望に立って本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図ることを目的として策定される市の将来の都市像及びこれを実現するために必要な施策の大綱をいう。)に即するとともに、市の都市計画に関する基本的な方針に適合したものでなければならない。
5　市長は、新たな措置を講ずる必要があると認めるとき、又は市の都市農業を取り巻く諸情勢の変化により必要が生じたときは、都市農業基本指針を変更することができる。
6　市長は、都市農業基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、第19条に規定するさいたま市都市農業審議会の意見を聴かなければならない。
7　市長は、都市農業基本指針を策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
(推進体制の整備等)
第18条　市は、都市農業の振興に関する施策の推進に必要な体制を整備し、行政運営の効率化及び透明性の向上に努めるものとする。

第4章　さいたま市都市農業審議会

(都市農業審議会の設置)
第19条　市長の諮問に応じ、都市農業基本指針に関する重要事項について調査審議するため、さいたま市都市農業審議会(以下「審議会」という。)を置く。
2　審議会は、第17条第6項に規定する意見を述べるほか、市長の諮問に応じ、市の都市農業の振興に関する重要事項について調査審議する。
3　審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
(1)　学識経験を有する者
(2)　農業者の代表者
(3)　農業関係団体の代表者
(4)　事業者の代表者
(5)　公募による市民
(6)　市職員
4　前項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
5　臨時委員は、調査審議事項について、その都度必要があると認められる者のうちから市長が委嘱する。
6　委員の任期は、3年とする。
7　臨時委員の任期は、当該調査審議事項に関する調査審議が終了したときまでとする。
8　委員が欠けた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。
9　審議会の庶務は、経済局において処理する。

第5章　補則

(財政上の措置)
第20条　市は、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。
(委任)
第21条　この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市都市農業審議会要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、さいたま市都市農業の振興に関する条例（平成２４年１２月２７日条例第９２号）（以下「条例」という。）第１９条第１項の規定に基づき設置された、さいたま市都市農業審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　審議会は、条例第１９条第３項及び第５項の規定に基づき委嘱し、又は任命された、委員及び臨時委員により組織する。

（委員長及び副委員長）

第３条　審議会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

３　委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　審議会の会議は、必要に応じ開催する。

２　審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

３　審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

４　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

（会議の公開）

第５条　審議会の会議は、公開とする。ただし、さいたま市情報公開条例（平成１３年５月１日条例第１７号）第２３条第２号又は第３号の規定に該当し、又は該当するおそれがあり、出席した委員の過半数の同意を得た場合は、会議の全部、又は一部を公開しないことができる。

（表決）

第６条　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）
第７条　審議会の庶務は、経済局農業政策部農業政策課において処理する。

（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成２５年４月２５日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。